

大阪市条例第51号

大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する
条例

(大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部改正)

第1条 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(地区運営計画の認定) 第2条 認定都市利便増進協定（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第76条に規定する認定都市利便増進協定をいう。以下同じ。）に基づき、当該認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設（ <u>法第46条第29項</u> に規定する都市利便増進施設をいう。以下同じ。）の一体的な整備又は管理を行おうとする都市再生推進法人（法第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）は、その行おうとする都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「地区運営計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その地区運営計画の認定の申請をすることができる。ただし、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域における地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の	(地区運営計画の認定) 第2条 認定都市利便増進協定（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第76条に規定する認定都市利便増進協定をいう。以下同じ。）に基づき、当該認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設（ <u>法第46条第25項</u> に規定する都市利便増進施設をいう。以下同じ。）の一体的な整備又は管理を行おうとする都市再生推進法人（法第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）は、その行おうとする都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「地区運営計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その地区運営計画の認定の申請をすることができる。ただし、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域における地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の

地区計画をいう。以下同じ。)において、エリアマネジメント活動により適切に都市施設の整備又は管理を行うこととする旨が、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針として定められている場合に限る。 [2 ～ 5 略]	地区計画をいう。以下同じ。)において、エリアマネジメント活動により適切に都市施設の整備又は管理を行うこととする旨が、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針として定められている場合に限る。 [2 ～ 5 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市道路占用料条例の一部改正)

第 2 条 大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(占用料の減免) 第 3 条 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設については、占用料を免除する。 [(1)～(7) 略] (8) 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）第 2 条第 3 項ただし書に規定するエリアマネジメント団体が同条例第 6 条第 1 項に規定する認定年度計画に基づき一体的な整備又は管理を行う都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）<u>第46条第29項</u>に規定する都市利便増進施設 [(9) 略] [2 ・ 3 略]	(占用料の減免) 第 3 条 [同左] [(1)～(7) 同左] (8) 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）第 2 条第 3 項ただし書に規定するエリアマネジメント団体が同条例第 6 条第 1 項に規定する認定年度計画に基づき一体的な整備又は管理を行う都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）<u>第46条第25項</u>に規定する都市利便増進施設 [(9) 同左] [2 ・ 3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。